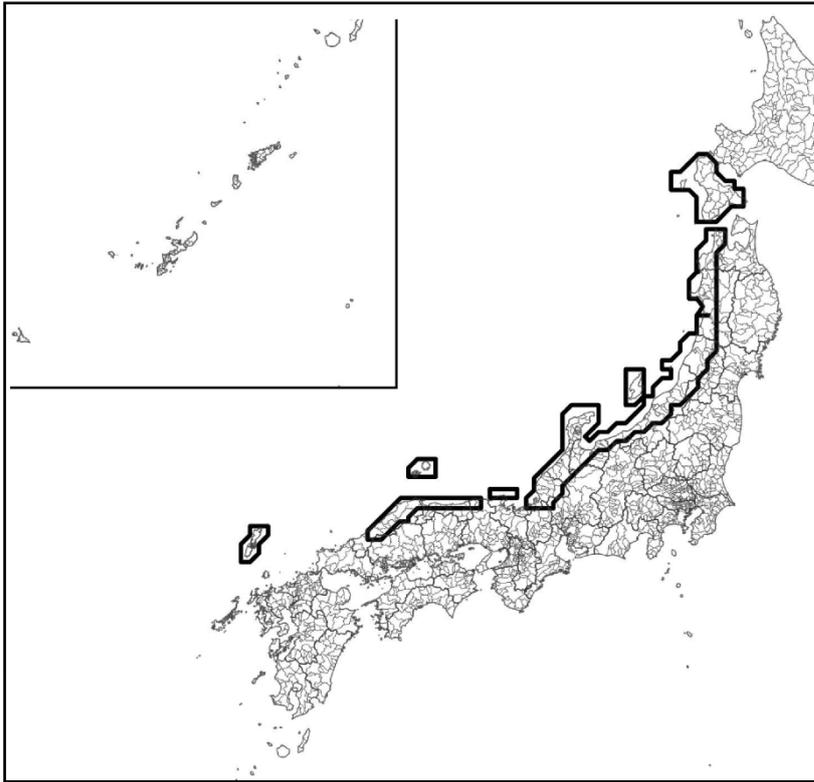


発電用風力設備の技術基準の解釈について（20140328商局第1号）の
一部を改正する規程

○発電用風力設備の技術基準の解釈について（20140328商局第1号）新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

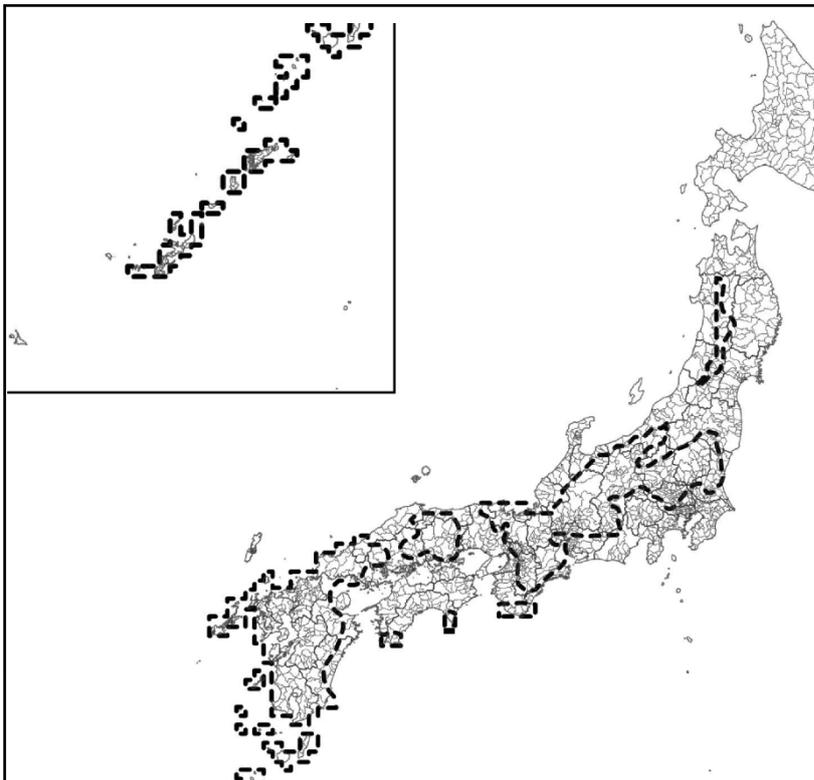
改正後	現行
<p>【風車の安全な状態の確保】 (省令第5条)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる各号の要件を満たすものをいう。</p> <p>一 発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、次に掲げる地域の区分に応じ、次に定める要件を満たすこと。</p> <p><u>イ 別図1のA線で囲まれた地域</u></p> <p><u>(イ) 風車への雷撃の電荷量を600クーロン以上と想定して設計すること。</u></p> <p><u>(ロ) 雷撃から風車を保護する効果が高く、かつ、容易に脱落しない適切なレセプターを風車へ取付けること。</u></p> <p><u>(ハ) 雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設すること。</u></p> <p><u>(ニ) 風車への雷撃があった場合に直ちに風車を停止することができるように、非常停止装置等を施設すること。</u></p> <p><u>ロ 別図2のB線で囲まれた地域</u></p> <p><u>(イ) 風車への雷撃の電荷量を300クーロン以上と想定して設計すること。</u></p> <p><u>(ロ) イ(ロ)及び(ハ)の要件を満たすこと。</u></p>	<p>【風車の安全な状態の確保】 (省令第5条)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>一 発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、<u>レセプターの風車への取付け及び雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設すること。</u></p>

<p>ハ <u>別図 1 のA線及び別図 2 のB線で囲まれた地域以外の地域</u></p> <p><u>(イ) 風車への雷撃の電荷量を 1 5 0 クーロン以上と想定して設計すること。</u></p> <p><u>(ロ) イ (ロ) 及び (ハ) の要件を満たすこと。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>別図 1</p> <p>別図 2</p>	<p>二 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---



別図1

□ A線



別図2

□ B線

備考 別図1及び別図2は、国土交通省国土地理院発行の地球地図日本データ（2011年発行）（縮尺1000万分の1）を元に作成したものである。